

(様式1-3)

いわき市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年6月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	216	事業名	災害公営住宅整備事業(効果促進事業)(小名浜)	事業番号	◆D-4-7-2				
交付団体		いわき市	事業実施主体(直接/間接)	いわき市(直接)					
総交付対象事業費		-(千円)	全体事業費	317,374(千円)					
事業概要									
<p>災害公営住宅は、災害により住宅を失い個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し安定した生活を確保してもらうために自治体が提供する公営住宅であり、生活再建を支援する観点から災害公営住宅を整備する。</p> <p>【整備概要】 整備戸数：189戸 整備箇所：いわき市永崎字町田地内 整備手法：建設(189戸) 建設する建物の構造：木造1戸建タイプとRC造集合住宅タイプの併用</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p> <p>『市復興事業計画』 取組名：災害公営住宅の整備 取組内容：東日本大震災により住宅を失い個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し安定した生活を確保してもらうために低廉な家賃で入居できる災害公営住宅を整備し生活再建を支援する。</p> <p>【事業間流用による経費の変更】(令和2年5月12日) 事業内容の確定に伴い、道路部局等に移管される道路等の整備について、効果促進事業で実施することとなったため、D-4-7 災害公営住宅整備事業(小名浜)から317,374千円(国費：253,898千円)を流用。これにより、交付対象事業費は317,374千円(国費：253,898千円)に増額。</p> <table><thead><tr><th>事業内容</th><th>事業費(千円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>道路部局等に移管された道路等</td><td>317,374</td></tr></tbody></table> <p>対象箇所</p> <p>1 道路 所在：いわき市永崎字町田2-30、2-31、2-32、2-33、2-34、2-35 名称：公衆用道路(市道町田・猪野前線、市道永崎町田1号線、市道永崎町田2号線、市道永崎町田3号線、市道永崎町田4号線) 構造：道路用地 面積：1,654.08㎡(町田2-30)、4,617.36㎡(町田2-31)、1,268.17㎡(町田2-32)、719.57㎡(町田2-33)、865.15㎡(町田2-34)、453.74㎡(町田2-35) 合計：9,578.07㎡</p> <p>2 水路 所在：いわき市永崎字町田2-38 名称：用悪水路 構造：法定外公共物(水) 面積：760.39㎡</p>						事業内容	事業費(千円)	道路部局等に移管された道路等	317,374
事業内容	事業費(千円)								
道路部局等に移管された道路等	317,374								

当面の事業概要	
<p><平成 24 年度> 用地測量、不動産鑑定、用地取得、地質調査、造成工事設計、造成工事、建築工事設計</p> <p><平成 25 年度> 造成工事、建築工事（工事監理委託業務を含む）</p> <p><平成 26 年度> 造成工事、建築工事（工事監理委託業務を含む）</p> <p><平成 27 年度> 造成工事、建築工事（工事監理委託業務を含む）</p>	
東日本大震災の被害との関係	
<p>本市は、平成 23 年 4 月 28 日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 22 条及び同法施行令第 41 条第 2 項の規定により、国土交通大臣から 100 戸以上又は全住宅の 1 割以上が滅失している市町村である旨を告示されている。</p> <p>なお本市においては、東日本大震災により滅失したと解される全壊の建物は、6 月 20 日時点で約 8,000 棟となっている。</p> <p>また、9 月 12 日時点で応急仮設住宅などの一時提供住宅に 2,682 世帯が入居しており、うち小名浜地区の被災者は 421 世帯が入居している状況である。</p>	
関連する災害復旧事業の概要	
無し	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	D-4-7
事業名	災害公営住宅整備事業（小名浜）
交付団体	いわき市
基幹事業との関連性	
<p>当初、基幹事業として事業着手していたが、事業の進捗に伴い事業内容が確定した結果、効果促進事業として実施することとなったため、事業計画の変更を行うもの。</p>	